

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

（感染症の診査に関する協議会）

第24条 都道府県知事の諮問に応じ、第20条第1項の規定による勧告及び同条第4項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に感染症の診査に関する協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県において、特に必要があると認めるときは、二以上の保健所について一の協議会を置くことができる。

3 第1項に規定する協議会は、委員3人以上で組織する。

4 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く。）及び医療以外の学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

5 この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、条例で定める。